

議案第 1 2 7 号

令和 4 年度渋川市下水道事業等会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度渋川市下水道事業等会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 4 年度渋川市下水道事業等会計予算第 9 条を第 1 0 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額（千円）
公共下水道公共渋川舗装復旧工事	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	20,414
公共下水道特環渋川污水管布設工事	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	10,999

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

令和4年度渋川市下水道事業等会計補正予算（第1号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行				
<u>（債務負担行為）</u> 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。							
事項		期間	限度額(千円)				
公共下水道公共渋川舗装復旧工事		令和4年度から令和5年度まで	20,414				
公共下水道特環渋川污水管布設工事		令和4年度から令和5年度まで	10,999				
<u>（企業債）</u> 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。							
起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法			
公共下水道事業	548,700	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。			
流域下水道事業	31,900						
特定環境保全公共下水道事業	395,600						
農業集落排水処理事業	397,200						
合 計	1,373,400						
<u>（一時借入金）</u> 第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。 （予定支出の各項の経費の金額の流用） 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 （1） 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用 （2） 資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金及び投資間の流用（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）							

<u>（企業債）</u> 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。							
起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法			
公共下水道事業	548,700	証書借入又は証券発行	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。			
流域下水道事業	31,900						
特定環境保全公共下水道事業	395,600						
農業集落排水処理事業	397,200						
合 計	1,373,400						
<u>（一時借入金）</u> 第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。 （予定支出の各項の経費の金額の流用） 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 （1） 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用 （2） 資本的支出のうち、建設改良費、企業債償還金及び投資間の流用（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）							

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 174,316 千円
- (2) 交際費 20 千円
- (他会計からの補助金)

第 10 条 事業費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、589,629 千円である。

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 174,316 千円
- (2) 交際費 20 千円
- (他会計からの補助金)

第 9 条 事業費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、589,629 千円である。

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	企 業 債	受 益 者 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
公共下水道公共渋 川舗装復旧工事	20,414			令和4年度 ～ 令和5年度	20,414	1,000	18,300	1,020	94
公共下水道特環渋 川污水管布設工事	10,999			令和4年度 ～ 令和5年度	10,999	500	9,900	549	50